

宮城県公報

行 宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示



ページ

- 公印の改刻 (県政情報・文書課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者) (農林水産経営支援課) 一
- 平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正 (同) 二
- 農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) 二
- 海岸保全区域の変更 (水産業基盤整備課) 二
- 漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定 (同) 二
- 海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件) (教育庁高校教育課) 三
- 土地改良区の定款変更の認可 (大河原地方振興事務所) 三
- 土地改良区の定款変更の認可(二件) (東部地方振興事務所) 三
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 三
- 人事委員会規則十一(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則 四
- 宮城県公報第二九四六号(平成三十年三月三十日付け)中 四

告 示

○宮城県告示第五百三十一号
次のとおり公印を改刻した。
平成三十年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種類	用途	印		使用開始年月日
宮城県北部 家畜保健衛 生所長之印	地方機関	家畜伝染病 予防法によ る証明用	旧	新	平成三十年 五月一日
					

○宮城県告示第五百三十一号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。
平成三十年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
石巻市、 女川町、 塩釜市及 び名取市 区域(宮 城県近海 底曳網漁 業協同組 合の地区)	総トン数十 ン未満の漁船 により主とし て底びき網を 使用して行う 漁業	平成三十年 四月二十五日	石巻市渡波字旭ヶ浦百 七十三一十七 安海政博 石巻市緑町二丁目五 一 阿部 泰宜	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第六十 二条に規定する漁業	二人

○宮城県告示第五百三十三号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成三十年五月十八日から施行する。

平成三十年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表亙理町区域（宮城県漁業協同組合の仙南支所の地区のうち亙理の区域）の項中

- 1. 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用し
て行う漁業
- 2. 総トン数10トン未満の漁船により樅受網を使用してさんまを
とることを目的とする漁業
- 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び
2に掲げる漁業以外の漁業
- 4. 小型定置漁業

を

- 1. 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用し
て行う漁業
- 2. 総トン数10トン未満の漁船により主として刺し網を使用し
て行う漁業
- 3. 総トン数10トン未満の漁船により樅受網を使用してさんまを
とることを目的とする漁業
- 4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から
3に掲げる漁業以外の漁業
- 5. 小型定置漁業

に改める。

○宮城県告示第五百三十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成三十年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成三十年五月十八日

○宮城県告示第五百三十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和五十三年宮城県告示第百七十三号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成三十年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指定区域
沿岸名	漁港名	
二陸南沿	荒砥漁港	北の又地区海岸
海岸	海岸	
		次に掲げるイ点からネ点までを順次結んだ直線及びイ点とネ点を結んだ直線により囲まれた区域の沢九三番地内 四級基点を基に本吉郡南三陸町志津川字浦の
イ点		緯度三十七度五分八分八厘
ロ点		緯度三十七度四分二分八厘
ハ点		緯度三十七度五分二分八厘
ニ点		緯度三十七度四分一分八厘
ホ点		緯度三十七度五分一分八厘
ヘ点		緯度三十七度四分一分八厘
チ点		緯度三十七度五分一分八厘
リ点		緯度三十七度四分一分八厘
ヌ点		緯度三十七度五分一分八厘
ル点		緯度三十七度四分一分八厘
ヲ点		緯度三十七度五分一分八厘
ワ点		緯度三十七度四分一分八厘
カ点		緯度三十七度五分一分八厘
キ点		緯度三十七度四分一分八厘
ク点		緯度三十七度五分一分八厘
ケ点		緯度三十七度四分一分八厘
コ点		緯度三十七度五分一分八厘
ソ点		緯度三十七度四分一分八厘
ツ点		緯度三十七度五分一分八厘
ネ点		緯度三十七度四分一分八厘

○宮城県告示第五百三十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である南三陸町長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成三十年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指定区域
沿岸名	漁港名	
海岸名	海岸名	指定区域

三陸南沿 岸	荒砥漁港 海岸	北の又地 区海岸	平成三十年五月十八日宮城県告示第五百三十五号により海岸保全区域として指定した本吉郡南三陸町荒砥地区の荒砥漁港海岸保全区域のうち荒砥漁港区域に接する区域
-----------	------------	-------------	---

○宮城県告示第五百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の石巻市水産物地方卸売市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十年四月二十日次のとおり委託した。

平成三十年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県石巻市魚町二丁目十四番地

石巻魚市場株式会社

二 委託期間

平成三十年四月二十六日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の地方卸売市場気仙沼市魚市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十年四月二十日次のとおり委託した。

平成三十年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県気仙沼市市場前八番二十五号

気仙沼漁業協同組合

二 委託期間

平成三十年四月二十六日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百三十九号

蔵王町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十年五月八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年五月十八日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 千葉 隆 政

○宮城県告示第五百四十号

石巻市北方土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十年五月八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年五月十八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 徳 光

○宮城県告示第五百四十一号

北上川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十年五月八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年五月十八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 徳 光

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

名取市本郷字矢口九十六番四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市太白区柳生四丁目六番地の一 イリエー
ル九番館三百一

高橋 直樹

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成三十年五月十八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 黒川郡大郷町鶉崎字原四十五番一、五十五番一、五十五番二、五十八番、五十九番の一部、五十九番一、六十番一の一部、六十番三、六十番十、六十一番一の一部、六十一番二の一部、六十二番一、六十二番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

大郷町

人事委員会

人事委員会規則十一―二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月十八日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則十一―二―七十

人事委員会規則十一―二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一―二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一富谷市の項中「教育部長 課長」の下に「室長」を加える。

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

○宮城県公報第二九四六号(平成三十年三月三十日付け)中

ページ 段
二九 下

正

仙台市泉区東黒松、八乙女中央五丁目(次の図のとおり)

誤

仙台市泉区八乙女字堤(次の図のとおり)

二九

三〇

三〇

三〇

三〇

三〇

四〇

下

上

上

上

上

上

上

仙台市泉区上谷刈四丁目、五丁目(次の図のとおり)

仙台市泉区永和台、山の寺三丁目、市名坂字天神沢(次の図のとおり)

仙台市泉区東黒松、八乙女中央五丁目(次の図のとおり)

仙台市泉区東黒松、南光台五丁目(次の図のとおり)

仙台市泉区天神沢一丁目、二丁目(次の図のとおり)

仙台市泉区市名坂字鳥井原(次の図のとおり)

仙台市泉区東黒松、八乙女二丁目七北田字八乙女(次の図のとおり)

仙台市泉区上谷刈丸山(次の図のとおり)

仙台市泉区山の寺字一丁目(次の図のとおり)

仙台市泉区七北田字真美沢(次の図のとおり)

仙台市泉区八乙女字堤(次の図のとおり)

仙台市泉区市名坂字天神沢(次の図のとおり)

仙台市泉区市名坂字新道(次の図のとおり)

仙台市泉区本八乙女字堤(次の図のとおり)